

【2020年2月5日に東芝機械に送信した電子メール】

東芝機械株式会社
富永様

取締役会の方々への連絡をお願い致します。

東芝機械株式会社 取締役会 御中

昨日公表の貴社中期経営計画を拝見しました。納得のいかない部分もありますが、これからは東芝以外の一般株主のこともきちんと考えようという反省のもとに作られたものであることは、評価したいと思います。

さて、私どもの公開買付価格は、解散価値に等しいPBR1倍に過ぎません。

貴社としては、「私たちの中期経営計画により、それを超える価値を実現しますので、そういう公開買付価格では応募しないでください。」と説明すれば足りるはずです。株主が現経営陣を信頼すれば、公開買付けには応募せず、公開買付けは成立しません。公開買付けの成否こそが株主の判断であり、意思表示です。

したがって、もはや買収防衛策を維持する必要はありません。貴社経営陣がなお買収防衛策を維持するとすれば、「実は、この中期経営計画は実現できそうもありません。私たちは解散価値以上には企業価値、株主価値を上げられないので、買収防衛策で身を守るしかないのです。」と宣言するに等しいことになってしまいます。

それでもなお貴社経営陣の皆様が買収防衛策をどうしても維持したいとおっしゃるのであれば、2月1日付けのメールでも申し上げたとおり、全株主のために早急に総会開催日、公開買付期間等の日程調整を貴社との間で行いたいと思います（この点、昨日の説明会において、貴社坂元副社長は総会開催日について「株主様全体の考慮期間が必要だが、その中で『最短』を検討中」と説明されていました。）。

これに関連して1点ご質問なのですが、今回の中期経営計画の説明資料25頁に「TOBへの影響を排除した中間配当までの期間に30億円規模の特別配当を計画しております。」と書かれていますが、これは公開買付けの受渡しが3月末を超えた場合の私どもの損失を予想期末配当分にとどめ、特別配当分の損失が及ばないようにしようというご趣旨なのでしょうか。

なお、買収防衛策の発動の決議要件について貴社と私どもの間で普通決議か特別決議かという点で争いがありますが、この点は、決議結果に応じて裁判所の公平な判断を仰ぐということにして、総会決議日から新株予約権無償割当ての基準日まで裁判所の審理に必要な十分な期間を空けるということではいかがでしょうか（裁判所の公平な判断を仰ぐことについて貴社にご依存はないと思います。）。

以上のとおりですので、総会開催日、公開買付期間、新株予約権無償割当基準日等の日程について全株主のために早急に協議をいたしたく、よろしくお願い申し上げます。

株式会社オフィスサポート
福島啓修